

『書評』

篠原敏雄著『市民法学の基礎理論——理論法学の軌跡——』

(勁草書房、一九九五年)

酒匂一郎

近年内外諸處で「市民社会」が再び語られている。日本ではたとえば晩年の平田清明や最近の坂本義和の仕事に代表されるが、海外では東欧の改革の中で語られはじめて、西欧や米国に伝わり、さらに南米やアフリカの「市民社会」を扱った著書も現れたのみならず、中国の若手法学者たちも中国の「市民社会」を議論していると聞く。「市民社会」の語源は*societas civilis*に遡るが、近代「市民社会」概念が現れたのは一八世紀末のイギリスにおいてであり、その後様々な曲折を経て今日に至っているのである。

本書『市民法学の基礎理論』(一九九五年)の著者篠原敏雄氏(以下著者と記す)は、前著『市民法の基礎構造』(一九八六年)以来、「市民社会」論の意義に着目し、近現代「市民社会」のネガティブな側面を見据えながらも、そのポジティブな側面への洞察を堅持して、そこに「市民法」と「市民法学」の理念と方法を見出し、戦後日本法学界における市

る一つの学的系譜たる「市民法学」を継承しつつ、たゆむことなく展開してきている。両著に明らかにうかがえるのはその着実な足どりである。

前著と同様、本書も二部に分けられる。第一部は、近代市民社会の二つの側面を的確に把握して理論的に展開したヘーゲルとマルクスの市民社会論に内在して、そこに「最高の共同体は最高の自由」(ヘーゲル)あるいは「諸個人の普遍的な発展のうえに、また諸個人のゲマインシャフト的、ゲゼルシヤフト的生産性を従属させることのうえにきずかれた自由な個体性」(マルクス)という理念を見出す。それは「市民法学」の基礎視座をなすものとして捉えられることになるが、第一部の諸章は社会思想史的・法思想史的研究としても独立の価値を持っており、本書では、ヘーゲルの初期神学論および政治論文における、そして若きマルクスの草稿における市

民法論を分析し、前著の後期ヘーゲルおよび中期マルクスの社会理論および歴史理論の分析を補つてゐる。

これらの思想史的研究において、著者は、一方で、「国家主義者」「全体主義者」というへーゲルにときに貼られるレーテルの誤りを正し、他方で、平田清明や望月清司に依りつゝ、旧ソ連・東欧におけるマルクス主義におけるとは異なるマルクス像を描き出している。ヘーゲルに関して言えば、とくに本書第一部第二章は、ヘーゲルの政治的時事論文から、ヘーゲルの考える国家制度・政治システム論が「文化多元主義、多言語主義、宗教上の多様性、代議制度、政治的多元主義、複数主義、分権、自治、政権交代の認容」というものであることを析出し、その現代的意義を明らかにする。マルクスに関して言えば、すでに前著において、いわゆる「法と國家の死滅論」として現れた「法ペシミズム」を力強く斥けていたが、本書でも若きマルクスのネガティブな「人権論」を、むしろマルクス自身の基本視座から、時代に制約されたものと相対化して見せてはいる。こうした思想史的研究が著者の「市民法学」の基礎視座を確固として支えていることはいうまでもない。

さて本書第二部は「市民法学の方法論上の諸問題」と題されている。前著第二部「市民法の基礎構造——法の体系的把握の試み」と対をなすものと思われる。市民法の基礎構造に

著者はむしろそこに「自立的個人の自由な連帯」の現実化のためのポテンシャルを見ようとする。そのことは私的所有を肯定する川島武宜や戒能通孝の「市民法学」への著者の明白な賛同にも、また本書第二部第一章の河上肇や井汲卓一の日本社会論への言及にも現れている。むろんそれは現存社会とそこでの私的所有を無批判に肯定するものではない。この点では、たとえば、前著においてすでに「市民法理念の労働過程および分配過程への展開」が自主管理、共同決定、労働者参加の方向へと考えられてはいたこと、平田清明がマルクス『資本論』フランス語版に見出した「個体的所有の再建」論がつねに著者の議論の背景にあることを想起しなければならないが、本書においても男女の平等やワークシェアリングによる自由時間の増大などに基づく「自由な生産者の連合」が展望されているのである。

マルクスの歴史の三段階把握と呼応するこの「自立的個人の自由な連帯」への展望とそのための市民法・市民国家の意義の宣揚は、しかし第二層の市民社会をより豊かな仕方で捉え直すことを要求するであろう。この点への著者の着目は、たとえば本書第二部において散見される「市場社会」としての市民社会と公共的な共同社会としてのそれとの区別にもうかがわれるが、レギュラシオン理論およびそれと結び付いた晩年の平田清明の市民社会論を扱った本書の最後の一章において、より豊かな市民社会像への展望として明確に現れてはいる。

さて「政治的国家と資本主義的経済社会との間に文化的・社会的な空間としての市民社会をおく」この新しい市民社会論は、まさに今日諸處で語られはじめているものと基本視角を同じくするものと思われる。坂本義和の最近の議論や、Cohen & A. Arato や J. Habermas の議論にもそうした方向が見られる。その意味でも、著者の視線はまさに二一世紀の一つの重要なテーマになるであろう問題に真直に向かっていると言つて過言ではない。とはいっても、今日の状況はこのテーマをかつてないほどに複雑なものとしてきてはいるというのも事実ではないかと思われる。最後にこれに関してごく簡単に触れておきたい。

まず、二世紀における「市民社会」と「市民法」というテーマにとって重要な問題となるのは、社会文化の多様性と主権的国民国家の揺らぎであろう。欧米において「市民社会」が再び語られてきてはいる背景にはこの問題があるようと思われる。この点ではヘーゲルの政治的時事論文に現れた国

ついては、本書第二部序章において要約されているが、詳細はやはり前著を参照すべきである。そこでは、平田・望月に依拠しつつ、マルクスの歴史理論と結び付いた市民社会論の分析を通して、近現代の市民社会が、歴史貫通的次元、商品交換社会共通的次元、資本家社会独自的次元の三層からなるものとして、さらにそれに対応して、近現代の国家と法も同様の三層からなるものとして把握されている。まず、法と国家は歴史貫通的な次元を有し、したがつていかなる社会においてもそれらが果たしている機能は消滅することはない。されど、次にこの歴史貫通的な次元における法と国家は、近現代社会における商品交換の展開とともに、自由かつ平等な市民間の法的関係（市民法）と民主主義的な政治的関係（市民国家）へと転換する。しかし第三に、それが全面的に展開するためには、商品交換社会の資本家社会への転換を必要とする法など）と資本家国家へとさらに転換することになる。にもかかわらず、市民社会の資本家的次元は商品交換的次元を前提しており、同様に資本家的市民法も資本家国家も市民法と市民国家を前提していることが指摘される。

家論の基本視座はたしかに現代的意義をもっているが、それが現代の問題とより具体的にどのように切り結びうるのかは興味深い問題である。

第二に、わが国についても「市民社会」の担い手としての「市民」的主体の存在如何がなお問われることがあるが、冒頭でも触れたように、今日では、市場社会や市民法や市民国家が十分に展開していない地域においても、一種の規範的概念として語られている。これらの地域における「市民社会」はどのように構想されうるだろうかというのが一つの問題となるのではないか。多様な「市民社会」像、非単線的な歴史理論がそこでは問われるのではないかと思われる。

さらに経済・政治のいわゆるグローバル化は、地球規模での「市民社会」の構想を問いかけている。このような現代の状況に直面するとき、私たちは「市民社会」概念を、欧米型に因われることなく、またトランクナルに視野を広げて、さらに多様かつ豊かな仕方で捉え直していく必要があるようと思われる。著者の「市民法論」の基礎視座が、こうした状況やそこでの諸問題に即しても、さらに展開していくことを念願する次第である。